

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ナショナルトラスト(以下「本財団」という。)の役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬と明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、退職金は支給しない。
- 4 常勤役員以外の役員等は、無報酬とする。

(定例報酬の額の決定)

第4条 前条で定める者に対する、定例報酬月額は、0円から350,000円までの範囲内で、評議員会が決めるものとする。

(定例報酬の支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月17日、振込みにより支給する。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、支給方法は別に定める職員を対象とする職員の諸手当に関する実施細則に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(公表)

第7条 本財団は、この規程を以って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。